



ほら、
よこはまは
あったかい

<横浜市社会福祉協議会>

年金共済事業 重要事項説明書

本説明書は、特にご理解いただきたい事項について記載しています。新規に加入される職員の方へ、必ずご説明のうえお渡しくださるようお願いいたします。

【横浜市社会福祉協議会（市社協）の退職共済事業とは】

- ◆ 福祉施設・事業に従事する職員の福利厚生充実を目的に、職場への定着に寄与する事業として、事業主から委任を受けた市社協が「年金共済事業規程」に基づいて運営しています。
- ◆ 事業主と職員が毎月掛金を拠出し、それを原資として退職金等の給付を行います。お預かりした掛金は、信託銀行に委託し安全かつ有利な運用に努めています。

【留意点】

- ◆ 掛金及び給付金（退職一時金等）について、必ず加入者へ説明し、意向等を確認してください。
→ 特に、退職一時金等を給付できない場合等については重要です。（下線部分）
- ◆ 事業の詳細・根拠は、市社協ホームページに「年金共済事業規程」（「事務の手引き」に掲載）を公開していますのでご確認ください。
- ◆ ご不明な点等は、所属法人、施設・団体のご担当者、または、市社協の退職共済担当（☎ 045-201-2218）にお問い合わせください。

<年金共済事業の概要>

事業主から委任を受けた市社協が次の事業を行います。

- 1 掛金の請求・収納・管理・運用
- 2 退職金等の給付（一時金・年金・慶弔給付金）
- 3 貸付事業 その他

<掛金>（裏面「表1」参照）

- ★ 加入日（採用日）から退職日まで、月単位の掛金を拠出し、退職金等の原資として市社協が管理・運用します。
- ★ 掛金の月額 = 標準給与月額 × 49/1000
- ★ 掛金は、事業主と職員（加入者）の双方が負担（負担割合は、事業主26.5/1000 + 職員22.5/1000）
- ★ 毎月、給与から天引きし、事業主が市社協に納入します。
- ★ 運営規則第22条2項に基づき、納入された掛金は理由を問わず返金はいたしません。

<掛金月額>

- ★ 本俸と月により変動しない手当（扶養手当、資格手当等）を合計した金額を給与月額とし、裏面表1「掛金月額表」に当てはめて掛金額を求めます。（4,508円～28,910円までの30区分）
- ★ 給与の変動に伴い、標準給与月額を見直し、掛金月額も改訂します（毎年10月）。

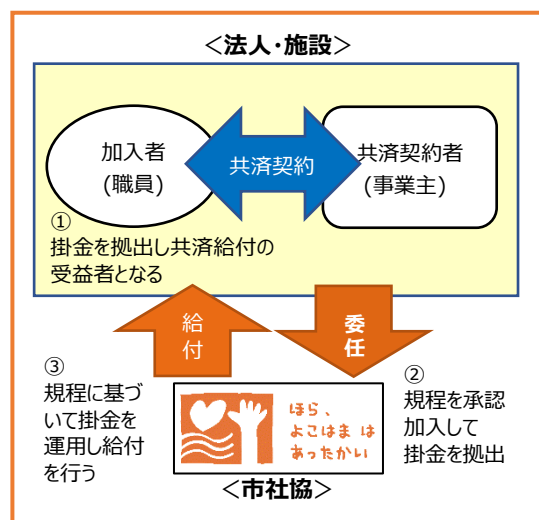
<退職金の給付>

- ★ 加入期間が1年以上の加入者が、退職または死亡した時に給付されます。なお、死亡退職の場合は、本制度で定める受取人（遺族）に給付します。
- ★ 加入期間が1年未満で退職した場合は、退職給付金は給付されません。
- ★ 原則として、退職せずに脱退することはできません。
- ★ 掛金を滞納した場合等、退職給付金が1/2になる場合があります。
- ★ 市社協の共済事業に加入している法人の施設等に転職する場合、掛金の納入期間に空白が生じなければ加入を継続できます。
- ★ 休職中は掛金の納入を中断できますが、中断期間は加入期間から除かれます。
- ★ 退職給付金の受給申請書は退職時に速やかに提出してください。（受給権は5年以内に行使しないと消滅します）

<退職給付金の計算>

$$\text{退職給付金（一時金）} = \text{加入期間の平均標準給与月額} \times \text{支給乗率}$$

- ★ 支給乗率は、加入期間が長くなるほど大きくなり、「支給乗率表」（年金共済事業規程 別表3）のとおりです。



<市社協の事業運営と運営委員会の役割>

- ★市社協は事業主から委任を受けて共済事業を運営しています。そのため、運営委員会（事業主・加入者の代表や学識経験者等15名で構成）を定期的に開催し、運営状況の報告や掛金（資産）の運用状況をチェックする等を行い、頂戴したご意見等を踏まえて適正な運営に努めています。
- また、運営に必要な経費として、事業主分の掛金から標準給与月額額の5/1000以内を事務費に充てさせていただきます。

<資産の運用・管理>

- ★お預かりした掛金は、「運用の基本方針」（規程の別表13）に基づき、十分な分散投資を行い、安全かつ有利な運用に努めます。なお、経済動向等の変化により、制度を見直し、将来の掛金や給付率に変更になる場合があります。（⇒運営委員会に諮り、共済契約者の3/4以上の同意が必要です。）

■表1 掛金月額表（単位：円）

等級	標準給与月額	給与月額	掛金額		
			加入者 22.5/1000	施設 26.5/1000	合計 49/1000
1	92,000	～ 94,999	2,070	2,438	4,508
2	98,000	95,000 ～ 100,999	2,205	2,597	4,802
3	104,000	101,000 ～ 106,999	2,340	2,756	5,096
4	110,000	107,000 ～ 113,999	2,475	2,915	5,390
5	118,000	114,000 ～ 121,999	2,655	3,127	5,782
6	126,000	122,000 ～ 129,999	2,835	3,339	6,174
7	134,000	130,000 ～ 137,999	3,015	3,551	6,566
8	142,000	138,000 ～ 145,999	3,195	3,763	6,958
9	150,000	146,000 ～ 154,999	3,375	3,975	7,350
10	160,000	155,000 ～ 164,999	3,600	4,240	7,840
11	170,000	165,000 ～ 174,999	3,825	4,505	8,330
12	180,000	175,000 ～ 184,999	4,050	4,770	8,820
13	190,000	185,000 ～ 194,999	4,275	5,035	9,310
14	200,000	195,000 ～ 209,999	4,500	5,300	9,800
15	220,000	210,000 ～ 229,999	4,950	5,830	10,780
16	240,000	230,000 ～ 249,999	5,400	6,360	11,760
17	260,000	250,000 ～ 269,999	5,850	6,890	12,740
18	280,000	270,000 ～ 289,999	6,300	7,420	13,720
19	300,000	290,000 ～ 309,999	6,750	7,950	14,700
20	320,000	310,000 ～ 329,999	7,200	8,480	15,680
21	340,000	330,000 ～ 349,999	7,650	9,010	16,660
22	360,000	350,000 ～ 369,999	8,100	9,540	17,640
23	380,000	370,000 ～ 394,999	8,550	10,070	18,620
24	410,000	395,000 ～ 424,999	9,225	10,865	20,090
25	440,000	425,000 ～ 454,999	9,900	11,660	21,560
26	470,000	455,000 ～ 484,999	10,575	12,455	23,030
27	500,000	485,000 ～ 514,999	11,250	13,250	24,500
28	530,000	515,000 ～ 544,999	11,925	14,045	25,970
29	560,000	545,000 ～ 574,999	12,600	14,840	27,440
30	590,000	575,000 ～	13,275	15,635	28,910

■表2 支給乗率表

加入期間	支給乗率	加入期間	支給乗率
1年	0.297	31年	31.149
2年	0.648	32年	31.926
3年	1.053	33年	32.697
4年	1.786	34年	33.535
5年	2.266	35年	34.374
6年	2.799	36年	35.212
7年	3.423	37年	36.050
8年	4.065	38年	36.889
9年	4.718	39年	37.727
10年	5.444	40年	38.565
11年	6.469	41年	39.404
12年	7.174	42年	40.242
13年	7.816	43年	41.081
14年	8.553	44年	42.253
15年	9.378	45年	43.474
16年	10.271	46年	44.694
17年	11.379	47年	45.914
18年	12.505	48年	47.134
19年	13.695	49年	48.355
20年	14.888	50年	49.575
21年	16.238	51年	50.795
22年	17.675	52年	52.015
23年	19.113	53年	53.236
24年	20.551	54年	54.456
25年	21.989	55年	55.676
26年	23.566		
27年	25.249		
28年	26.932		
29年	28.616		
30年	30.280		

新規加入される方へ

※必ずご確認ください

右の二次元コードを読み取り、ダウンロードページにて『民間社会福祉事業従事者年金共済事業のご案内』をご確認ください。制度の説明や各種手続きの方法を更に詳しくまとめたものになります。また、こちらの『退職共済事業 重要事項説明書』は、退職の手続きが終了するまで大切に保管いただき、必要に応じてご確認くださいませようお願いいたします。

ダウンロードページにアクセスできます

